

1890年代初頭イギリスにおける夜間学校政策の転換

—その特徴と基本的性格—

広 瀬 信

The Change of Policy on Evening Schools in England in the Early 1890s

—Its Features and Fundamental Character—

HIROSE Shin

序

当初夜間に開講される初等学校として出発した夜間学校¹⁾ (evening school) に、初等以後教育機関としての性格を与えたのが、本稿の対象とする1890年代初頭の夜間学校政策の転換である。

19世紀末のイギリスにおいては、1870年初等教育法 (the Elementary Education Act, 1870, 以下、1870年法と略す) 以降の初等教育制度の発展を基盤に、次第に初等以後の教育に対する勤労人民の要求が高まった。しかし、大衆的中等教育制度は未だ整備されておらず、また勤労人民の子弟の大部分は初等学校修了後直ちに何らかの労働に従事しなければならなかった。そのような状況の下で、この政策転換によって初等以後教育機関としての性格を与えられた夜間学校は、1890年代に、「当時の最も顕著な教育現象²⁾」とまで言われる著しい発展を遂げたのであった (図1³⁾参照)。

教育史、教育行政学者、M. サドラーは、その著書『英国及びその他の諸国における継続学校』の中で、この1890年代初頭の夜間学校政策の転換を「革命的転換⁴⁾」と呼んだが、初等以後教育の公認という、従来の教育局 (Education Department) の公教育政策上の原則からの逸脱とも言える重要な内容を含んでいたこの政策転換は、公教育政策全体からみても「革命的転換」と呼ぶに値する重要性を持つものであった。

このように、この夜間学校政策の転換は単に夜間学校政策のレベルに留まらず、公教育政策全体からみても重要な位置を占めていたのである。しかし、これまでわが国においては、この1890年代初頭の夜間学校政策の転換についての研究は殆どなされていない⁵⁾。またイギリスにおける研究⁶⁾においても、そもそも何故に、如何なる動機に基づいてこの政策転換が行われたのかという点については明らかにされておらず、それ故この政策転換の基本的性格も必ずしも明確にされているとは言い難い。

本稿は、改訂された夜間学校諸規則の分析、及びこの政策転換の契機をなす勧告を行ったクロス委員会 (Cross Commission, 1886-88) の報告書の検討を通じて、1890年代初頭の夜間学校政策転換の特徴と中心的動機を明らかにし、その基本的性格の解明を試みることを課題とする。それによって、この政策転換が初等以後教育の公認という重要な内容を含むに至った所以もまた明らかになるであろう。

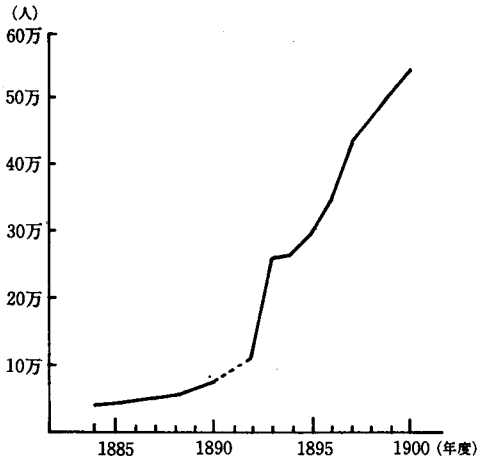


図1 夜間学校登録者数の推移 (1884—1900)
 註 1891年度は史料欠落

以下、まず1890年以前の夜間学校政策を概観し、次に夜間学校政策の転換を勧告したクロス委員会の勧告及びそれに沿って行われた1890年代初頭の夜間学校諸規則の改訂点の整理、分析を行い、最後にこの政策転換が如何なる動機に基づいて行われたのかをクロス委員会報告書の分析を通じて明らかにし、この政策転換の基本的性格の解明を試みたい。

I 1890年以前の夜間学校政策

教育局の夜間学校に対する財政的補助は1851年から始まるが⁷⁾、それが本格化したのは、「出来高払い制」(Payment by Results)による補助金交付の方式を導入したことで初

等教育史上に名高い1862年の改正教育令⁸⁾ (Revised Code) 以降であった。

この改正教育令のもとでは、夜間学校は初等学校の夜間部とみなされ (第38条)、午前あるいは午後に関講される昼間初等学校と教育内容の点では何ら変らないものとされた。同教育令についての視学官に対する指示文書は夜間学校について次のように述べている。「出席する生徒の違いを除いては、午前あるいは午後の授業と何らの異なるところもあってはならない。その仕事は中等教育ではなく、継続された初等教育 (elementary instruction) なのである⁹⁾。」(傍点筆者) ここで言う「初等教育」とは、当時の社会通念においては 3R'sを意味していた。夜間学校において教えられるべきものはあくまで初等教育、即ち 3R'sであった。

したがって、夜間学校に対する補助金も、昼間初等学校と同様、専ら6段階の学力標準 (Standards) に区分された 3R's試験の結果に基づいて、出来高払いで交付された。補助金には (a) 平均出席者数に基づくもの、(b) 3R's試験合格者数に基づくものの2種類あり、夜間学校の場合、(a) は1人当たり2シリング6ペンス (以下、2 s. 6 d. と略す)、(b) は1人当たり 5s. (1科目当たり 1 s. 8 d.) と定められた (第40条、45条)。補助金対象年齢は12歳以上であった (第43条)。この2種類の補助金交付の方式が1890年代初頭に至るまでの夜間学校に対する補助金交付の基本原則となった。

この改正教育令のもとで夜間学校の平均出席者数は、1861年度の16,108人¹⁰⁾から1870年度の83,457人¹¹⁾へと急速に増大した。

1870年には、イギリス公教育史上に名高い1870年法¹²⁾が成立する。同法のもとで夜間学校は、昼間初等学校と同様に、同法第3条の定める「初等学校」(elementary school) とみなされることになった。第3条は初等学校を次のように定義している。「初等学校とは、そこで行われる教育の主たる部分 (the principal part) が初等教育である学校または学校の部局である。なお、授業に対する生徒の通常の支払いが週9ペンスを超過する学校または学校の部局はこれに含まない。」

(傍点筆者) この定義の前半部分によって、夜間学校の教育はその「主たる部分」が初等教育 (=3R's) でなければならないという法律上の制約を加えられることになった。

1890年代初頭イギリスにおける夜間学校政策の転換

教育局は1870年法第97条に基づいて毎年定める教育令 (Code) によって、同法第3条の定義する初等学校に対する補助金交付方法の細目を定めたが、初等学校とみなされた夜間学校に対する補助金交付方法の細目もまたその中で定められた。1871年教育令¹³⁾は夜間学校に対する補助金について、(a)平均出席者数に基づく1人当りの補助金を4 s., (b)3R's 試験合格者1人当りの補助金を7 s. 6 d. (1科目当り2 s. 6 d.) とし、夜間学校では3R's 以外の科目には補助金を認めなかった(第22条)。補助金対象年齢は12歳以上18歳までと定められた(第25条)。この年齢上限は1876年教育令¹⁴⁾で21歳に改められた(第25条)。

1882年にはそれまで3R's しか認められなかった夜間学校にも他の科目が導入された。1882年教育令¹⁵⁾は、3R's に加えて追加科目 (additional subjects, 昼間初等学校のクラス一斉授業科目 (class subjects) 及び特殊科目 (specific subjects) に含まれる科目, 具体例は後述) に対しても出来高払い制による補助金を認めたのである(第113条(b))。しかし、追加科目なる名称が示すように、それらは3R's の追加として認められたにすぎず、追加科目だけの受験は認められなかった(同条(b) (iv))。科目受験に際しては24回以上の出席が必要で(同条(b) (i)), 生徒はまず3R's についてその受験条件を満たさなければならなかった。これによって夜間学校は1870年法第3条の定義する初等学校の範囲内に厳しく限定されたのである。同教育令は昼間初等学校の義務制の整備に伴い補助金対象年齢にも変更を加え、就学義務免除者を除く14歳未満の者を補助金対象外とした(第13条)。

夜間学校を1870年法の規定する初等学校の範囲内に厳しく限定するという政策は1880年代を通じて教育局によって堅持された。教育局は1886年、バーミンガム学校委員会の、追加科目のみの受験を認めることを求めた要望を拒絶して次のように返答した。「われわれは教育局が、昼間学校であろうと夜間学校であろうと、そこでの教育の主たる部分が初等科目によって構成されないような学校を、議会の定めた法律に矛盾することなく設置できるとは思わない。例えば、現在問題が提起されているように、そこで教えられる科目がクラス一斉授業科目と特殊科目のみであるような学校に教育局が補助金を出すことは正当化されないであろう。1870年法によれば、税金によって供給されることのできる唯一の学校は初等学校であり、……『初等』という言葉の実際的な意味はずっと以前に決着済である¹⁶⁾。」

表1 夜間学校平均出席者数の推移 (1870-1888)

年 度	平均出席者数
1870	83,457(人)
1872	45,973
1876	57,785
1884	24,233
1888	37,118

註 1870年度から1888年度までの時期の、上下に変動する各ピークの年度の数値を示した。

以上にみえてきたように、1880年代までの夜間学校は、公教育政策上の制約により、専ら夜間に開講される初等学校として扱われ、3R's がそこでの教育の中心に据えられたのであった。しかし1870年以降、昼間初等教育制度が発展する中で、3R's をその教育の主たる部分とする夜間学校は表1¹⁷⁾に示すように次第にその生徒数を減少させるに至った。このような状況の中で出されたのが次章にみるクロス委員会の勧告であった。

さて、章を改める前に、次章でみる1890年代初頭の夜間学校諸規則との対比に必要な範囲で、1880年代最後の教育令である1888年教育令¹⁸⁾の夜間学校に関する諸規則の内容を示しておこう。

1. [補助金対象年齢] (第13条(b))

一般に、14歳以上21歳以下(但し就学義務免除者は14歳未満でも可)

2. [補助金対象科目] (第15条)

(a)初等科目(必修) ①読み ②書き ③算数

(b)追加科目 ①英語 ②地理 ③初等科学 ④歴史(以上は昼間初等学校のクラス一斉授業科目に相当) ⑤代数 ⑥幾何及び求積法 ⑦力学 ⑧化学 ⑨物理 ⑩動物生理学 ⑪植物学 ⑫農業原理 ⑬ラテン語 ⑭フランス語 ⑮家政学(以上は昼間初等学校の特殊科目に相当)

(c)料理(女子)

3. [補助金算定方法] (第113条)

(a)固定補助金(Fixed Grant)

平均出席者数に基づき交付, 単価は45~60回開講した場合 4 s., 61回以上は 6 s.

(b)試験補助金(Examination Grant)

初等科目及び追加科目の試験合格者に1科目当たり 2 s. 但し, 受験のためには最低24回以上出席しなければならないこと, 追加科目のみの受験は認めないこと, 追加科目は2科目以内であること, 第3, 第4学力標準の者は, 1つ目の追加科目は英語, 2つ目は地理または初等科学でなければならないことなどが定められていた。

(c)料理に対する補助金

追加科目を受験しない第4学力標準以上の女子で料理を受講する者に1人当たり 4 s.

II クロス委員会の勧告と1890年代初頭の夜間学校諸規則の改訂

クロス委員会とは、1870年法制定後16年を経た1886年に「初等教育諸法の運用状況を調査するために任命された王立委員会」(Royal Commission appointed to inquire into the Working of the Elementary Education Acts)であるが、その検討する問題の一つに夜間学校の問題が含まれていた。同委員会は1888年に最終報告書をまとめたが、主に民営学校(voluntary school)に地方税からの補助を認めるかどうかの点で意見が分れ、国教会や保守党寄りの15人の委員による多数派報告書と非国教会派や自由党寄りの8人の委員による少数派報告書の2つの報告書が提出された。しかし夜間学校問題に関しては両派はまったく意見が一致していた¹⁹⁾。クロス委員会が「夜間学校制度は徹底的に改革されねばならない」として勧告した主要点は以下の5点である²⁰⁾。

- 1) 地域の必要に応じた特別のカリキュラムや授業計画を許可すること。
- 2) 追加科目受験の条件としての初等科目の受験義務づけをやめること。
- 3) 生徒の年齢上限を撤廃すること。
- 4) 各夜間学校の自由な取り組みを財政的に保証するために、固定補助金の比重を高め、出来高払い制による補助金への依存を少なくすること。
- 5) 将来の夜間学校は、昼間初等学校の教育の繰り返しではなく、主に、既に昼間初等学校で受けた教育を維持し、継続するための学校として組織すること。

クロス委員会のこのような勧告に沿って行われたのが1890年代初頭の夜間学校政策の転換であり、その具体的な現れを、1890年教育令²¹⁾、1890年教育令法²²⁾(Education Code (1890) Act,

1890年代初頭イギリスにおける夜間学校政策の転換

1890), 1893年夜間継続学校令²³⁾ (Evening Continuation School Code (1893)) にみることができる。以下、I章でみた1888年教育令と対比しながら、改訂された諸点を検討しよう。

1889年の教育令は改訂が間に合わず、1888年教育令が踏襲されたが、1890年教育令では夜間学校規則に重要な変更が加えられた。同令第106条(b)(v)は従来の追加科目に当る特別科目 (special subjects) の受験資格を次のように規定している。「公立初等学校に以前在学し、初等科目の第5学力標準に合格したという証明書を受験に際し提示できない生徒は、特別科目のみを受験することは許可されず、3つの初等科目をすべて受験しなければならない。」一読して明らかなように、この条項は、初等学校で既に第5学力標準に合格した者は夜間学校では初等科目を受験する必要がなく、特別科目のみを受験することができるように規定しているのである。続く同条(b)(vi)は特別科目のみを受験する者に2科目以上4科目までの受験を認めている。I章でみた従来の教育局の夜間学校政策からの正に「革命的転換」である。

しかし、特別科目のみの受験を認めるこの条項は、1886年のパーミンガム学校委員会に対する返答の中で教育局自身も認めていたように、初等学校の教育はその「主たる部分が初等教育」でなければならないと規定した1870年法第3条に明らかに矛盾する。そこで制定されたのが1890年教育令法であった。その正式名称を「1890年教育令のある条項に効力を与えるための法律」(An Act for the purpose of making operative certain Articles in the Education Code, 1890) とするこの法律は、文字通り、先の第106条(b)の規定を法律によって根拠づけるために制定されたのである。同法第1条は夜間学校について次のように規定した。「夜間学校に議会の定める補助金を交付する条件としては、そこで行われる教育の主たる部分が初等教育でなければならないということが要求されてはならず、初等学校において行われる教育の主たる部分は初等教育でなければならないことを要求する1870年初等教育法第3条の『初等学校』の定義は、夜間学校に適用されてはならない。」これによって夜間学校政策の「革命的転換」とも言い得る1890年教育令の上述の条項は法律上の根拠を与えられたわけであるが、この法律はまた、教育局が補助金を与えることができるのはその教育の主たる部分が3R'sである初等学校に限るとしてきたそれまでの公教育政策上の原則からの例外を認めたという意味において、公教育政策全体からみても「革命的転換」と言い得る内容をなす。これによって、夜間学校に限ってではあるが、初等以後教育を与えることが公認されたのである。

さて、1890年教育令が夜間学校規則に加えた他の主な変更は、1888年教育令が第3、第4学力標準の者の追加科目の選択に加えていた制約を撤廃したこと、昼間学校のクラス一斉授業科目に編物(女子)、特殊科目にウェールズ語(ウェールズにのみ適用)、ドイツ語、簿記、速記の合計5科目が付け加わったことに伴い、夜間学校の特別科目にもその5科目が付け加わったことなどである。また1892年教育令²⁴⁾では航海術、園芸術の2科目が更に加えられた。

しかし、夜間学校政策の転換を完成させたのは1893年に制定された夜間継続学校令であった。同令によって夜間学校はその名称を夜間継続学校と改められ、その諸規則は昼間初等学校に関する諸規則から独立したものとなった。但し、夜間継続学校も1870年法に根拠づけられた公立初等学校であることには変りはなかった。次に改訂された主な条項をみてみよう。

1. [補助金対象年齢] (第8条)

14歳以上(但し、就学義務免除者は14歳未満でも可)と規定。これによって従来認められな

った21歳以上の者も対象に含まれるようになった。

2. [補助金対象科目] (第2条)

- (a)初等科目 ①読みと暗唱° ②書き方と作文° ③読みと書き方°* ④算数
- (b)国民科目 (English subjects) ⑤英語 ⑥地理 ⑦歴史 ⑧市民の生活と義務°*
- (c)語学 ⑨フランス語 ⑩ドイツ語 ⑪ウェールズ語 (ウェールズのみ) ⑫ラテン語
- (d)数学 ⑬幾何 ⑭代数 ⑮求積法
- (e)科学及び実用科目 ⑯初等自然地理学°* ⑰初等物理・化学°* ⑱日常科学°* ⑲化学
⑳力学 ㉑音・光・熱の科学°* ㉒電磁気学°* ㉓人間生理学°* ㉔植物学 ㉕農学 ㉖
園芸術 ㉗航海術 ㉘簿記 ㉙速記
- (f)㉚歌唱°
- (g)女子向け科目 ㉛家政学 ㉜編物 ㉝料理 ㉞洗濯° ㉟酪農°
〔°印……1892年にはなかった科目, *印……昼間初等学校にはない科目〕

3. [固定補助金のみを対象となる科目] (第4条)

①図画 ②手工 ③技術教育 ④体育 ⑤兵式体操 (男子) ⑥主婦の心得 (女子) 但し, 図画には科学技芸局 (Science and Art Department) から別に補助金が出た。これらの6科目は従来なかった科目である。

4. [補助金算定方法] (第13条)

(a)固定補助金

第2. 第4条の科目を受講した各生徒の受講時間数12時間毎に1s.。但し, 固定補助金のみを交付することはできない。

(b)変動補助金 (Variable Grant)

(c), (d), (e), に定める科目を除く第2条の科目を受講した各生徒の受講時間数12時間毎に1s. または1s. 6d. (単価は視学官の報告に基づき決定)。受講科目数は2科目以上5科目まで (科学科目は2科目まで) と定められた。

(c), (d), (e) は, それぞれ料理, 洗濯, 酪農を規定時間数以上受講した者に対する補助金単価を定めた。

この補助金算定方法によって3R'sの義務づけは完全に廃止され, 各学校は3R'sも含め第2条の科目を地域や生徒の必要に応じて自由に提供することができるようになり, また第4条の科目もそれに加えることができるようになった。そして生徒はそれらの科目を自由に選択できるようになった。また, 従来の出来高払い制が廃止され, 生徒の受講時間数に基づき補助金が出されるようになったため, 各学校経営者は多様な科目を導入する上でのより安定した財政的基盤を与えられた。

5. [レクリエーション的取り組みの奨励]

夜間学校規則そのものの改訂ではないが, 同令の冒頭に置かれた説明的覚書 (Explanatory Memorandum) のVが, 第2条の科目を毎回最低1時間教えることを条件にして, 補助金の対象とはならないが多数の生徒を引き付ける上で効果的な, 多様なレクリエーション的取り組みの導入を奨励した点は夜間学校教育の内容にかかわる重要な変更であった。

以上で主な改訂点をみたが, これらが本章冒頭に整理したクロス委員会の勧告に沿ったものであ

1890年代初頭イギリスにおける夜間学校政策の転換

ることは明らかであろう。説明的覚書のIによれば、これらの改訂によって企図されていたのは、各学校経営者に教育内容編成上の自由を与え、「生徒や地域の多様な必要に応じて、科目を幅広く選択できるようにすること」であった²⁶⁾。

以上の分析より、1893年夜間継続学校令によって完成された1890年代初頭の夜間学校政策転換の特徴は、(1)夜間学校を従来の3R'sの義務づけから解放し、各学校経営者に、(地域性も含めた)生徒の多様な必要に応じて、多様な教育を提供する自由を与えた点、(2)同時に生徒にも科目選択上の幅広い自由を与えた点、(3)補助金算定方法を改め、各学校経営者が自由な取り組みをする上での財政的保証を与えた点、(4)従来の生徒の年齢上限を撤廃した点の4点に整理することができる。

ところで、何故にこのように極めて多様で自由な取り組みが奨励されたのかということは、以上にみた改訂された諸規則の分析のみによっては十分明らかにはし得ない。これが次章で、この政策転換の契機となる勧告を行ったクロス委員会の報告書の検討を通じて、政策転換の中心的動機の解明を試みる所以である。

III 夜間学校政策転換の2つの中心的動機

II章でみたように、クロス委員会が勧告し、改訂された点の1つに夜間学校生徒の年齢上限の撤廃があった。夜間学校問題に関しては同委員会多数派報告書を補完する内容をなす少数派報告書によれば、この勧告の意図は、3R'sが十分に身に着いていない成人にも夜間学校の門戸を開放することであった。²⁶⁾しかし、両報告書にみる限りでは、成人の教育を振興しなければならないという積極的な主張はみられず、またII章冒頭に整理した5つの勧告の他の4つは成人の教育に対する関心に基づいていた訳ではなかった。したがってこの勧告にみられる成人の教育に対する関心は、夜間学校政策転換の言わば付随的動機であったとみなすことができるであろう。政策転換の中心的動機は、次にみる2つの観点からの勤労青少年教育に対する関心の高まりにあった。

多数派報告書は、初等教育問題に関する委員会に相応しく、「昼間学校において各学力標準に順次満足すべき成績で合格した多くの子どもたちが、働きに出るようになるや、彼らが学んだことの多くを非常に急速に忘れてしまう²⁷⁾」という問題から夜間学校問題の検討を始めている。

表2 ×印による婚姻届署名者の割合(%)

	1870			1884		
	男	女	平均	男	女	平均
ロンドン	8.8	14.5	11.64	6.3	8.0	7.13
ランカシャー	20.5	39.4	29.95	11.3	20.6	15.98

多数派委員の1人、J. リッグ師は、婚姻届に自分の名前を署名できず、代りに×印で署名した者の割合を州別に示した1870年と1884年の統計の比較分析を行い²⁸⁾、結婚年齢である20歳過ぎの者の大部分が、1870年以降整備されてきた初等学校で読み書き能力を身に付けているはず(リッグ師の見解一筆者)の1884年においても、州によっては自分の名前すら書けない者がかなり残っ

ていることを委員会の前に明らかにした。(×印による署名者の少ないロンドンと、逆に多いランカシャーを表2に示す)そして、他州に劣らず初等教育制度が整備されている州においてもそのような結果が生じるのは、初等学校修了後成年に達するまでの時期に初等学校での教育の成果が失われてしまうからであると分析した彼は、初等学校修了後の教育の必要性を次のように強調した。「13歳までの教育をいくら改善してもこの悪しき問題は解決されないであろう。」「必要とされているのは明らかに、通常の就学年限が終ってから成年に達するまでの間教育が継続されることである。」

この分析結果や証言に現れた同様の指摘²⁹⁾を踏まえ、報告書は夜間学校を振興する必要性を次のように意義づけた。「昼間学校での教育を定着させ、恒久的なものにするための何らかの形態の夜間学校を持つ必要性は自明であるとさえ言える。そしてわれわれは、『知的能力の陶冶を継続し、それが豊かな実を結ぶまで押し進める』ために国家が夜間学校にもっと多くの資金を投入する価値があると述べた証人の意見に同意する³⁰⁾。」少数派報告書も昼間初等学校だけでは不十分であると次のように指摘した。「わが国の昼間学校制度が如何に優れたものであるにしても、また、子どもたちが如何に規則正しく学校に出席するにしても、もし知的影響を与えるのを13歳ないしそれ以前にすべてやめてしまうならば、生徒たちが学校で学んだことの多くをすぐに忘れてしまうことは明らかである³¹⁾。」

このように、1870年法施行後18年を経て、初等教育制度の整備が一応達成され、義務教育段階の子どもの教育が成果を上げるようになった時点で、初等学校で達成された成果を無駄にせず、維持、発展させるという観点から、初等学校修了後の勤労青少年の教育に対する関心が高まったこと、これが夜間学校政策転換の第1の動機であった。政策転換の根底にこのような問題関心があったことは、1893年夜間継続学校令³²⁾の説明的覚書のⅦに次のように記されていることから窺える。「われわれはこの教育令のもとで成されるであろう仕事を極めて高度の重要性を持つものと考えている。何故ならば、効果的な継続学校は、現在昼間学校に投入されている資金と時間をより有益なものにするための最も重要な手段の1つを提供するからである。」

夜間学校政策転換の第2の動機は、青少年問題対策の観点からの夜間学校に対する関心の高まりであった。

委員会は夜間学校問題の検討に際して、「本来夜間学校に通っているべき年齢の青少年の間に不道德な習慣が存在³³⁾」するという問題に対して大きな関心を払った。クロス委員会が設置された1880年代のイギリスにおいては、「大不況」のもとで深刻化しつつあった社会問題に対する関心が高まり、それとともに青少年問題も社会的関心を集めつつあった。少年隊 (Boys' Brigade) や少年クラブ (Boys' Clubs) などの青少年を対象とする活動が急速に発展したのもこの時期であった³⁴⁾。委員会は、当時の青少年問題に対する社会的関心の高まりを背景に、直接的にはレクリエーションの夜間学校協会 (Recreative Evening School Association) の影響を受けて³⁵⁾、夜間学校の青少年問題対策上の意義に注目したのであった。多数派報告書はこの点について次のように述べている。「昼間学校を離学した生徒に対して一定の教育的統制的影響力を維持すること、そして彼らを街頭による汚染から引き離すことは極めて優れた道徳的效果を持つであろう。人生における危険な時期に、青少年の余暇時間が良き影響力と指導のもとで有効に使われるというこの単なる事実それ自体が、われわれの考えでは、一定の公的支出を獲得するに値する1つの重要

な教育的成果であろう³⁶⁾。」

以上にみた2つの観点から夜間学校における勤労青少年の教育に対する関心が高まったにもかかわらず、表1にみたように当時夜間学校はむしろ衰退しつつあった。そこで委員会は従来の夜間学校政策を総括し、衰退の主な原因を、当時の教育令が補助金交付の条件としてすべての生徒に3R'sの受講、受験を義務づけていた点にみい出した³⁷⁾。この規定によって各夜間学校は、その対象となる勤労青少年の必要に見合った多様な教育を行う自由を制約され、昼間初等学校の教育を繰り返さなければならなかった。このような教育は初等学校を修了した勤労青少年の要求に合致せず、任意出席に基づく夜間学校は必然的に衰退したのである。多数派報告書は、料理のクラスを受講したい少女がこの3R'sの義務づけの故に夜間学校を敬遠するという例や、補助金交付条件からの3R's試験除外要求を教育局に拒否された結果、1人の生徒をも出席させることができず夜間学校がつぶれてしまった、I章でも言及したバーミンガムの例などを挙げてこの点が衰退の原因であることを裏づけている³⁸⁾。

したがって、夜間学校を振興するためには、3R'sを義務づけた教育局の夜間学校政策を転換し、各夜間学校が勤労青少年の必要に見合った多様な教育を提供できるようにすることが必要であった。多数派報告書は例えば次のように指摘している。「少年たちは彼らの役に立つことを学びたがっている。図画や塑像造り、速記、簿記等を与えてみるがいい、そうすれば彼らは夜間学校に出席するであろう³⁹⁾。」そして、3R'sについては、初等教育の不足を補う必要がある場合を除き、独自に教えなくても、生徒が学びたいと欲する多様な科目の学習を通じて学ばれ得ると考えられた⁴⁰⁾。

夜間学校の教育を勤労青少年の必要に見合ったものに改革する必要性は青少年問題対策の観点からも強調された。当時の勤労青少年をめぐる状況に分析を加えた少数派報告書は、彼らが持つ「気晴らしに対する自然的欲求」の捌け口が「墮落へと導く誘惑」に満ちた街頭に見い出されている点に青少年問題が発生する問題状況をみた⁴¹⁾。彼らの気晴らしや娯楽に対する欲求は、彼らの厳しい労働条件、とりわけ当時進行しつつあった労働の細分化によって増幅されているのであった。報告書はこの点を次のように指摘した。「今日の労働の細分化、その結果としての、製品の細部に対する絶え間のない作業から生じる単調さと疲労、ある場合には鯨詰で換気の悪い仕事場環境、弱々しい身体に加えられる長時間労働の圧迫、これらが合わさって娯楽に対する欲求を過度に刺激している⁴²⁾。」報告書はまた、労働の細分化に対応する徒弟制の衰退や勤労青少年の早期の経済的自立によって、職場（親方）や家庭（両親）の青少年に対する道徳的影響力が低下している点にも注意を向けている⁴³⁾。当時の勤労青少年をめぐる状況をこのように把握した少数派報告書は、夜間学校において、彼らの気晴らしや娯楽に対する欲求を「合理的で健康的な方法」で満たし、彼らに職場や家庭に代る「影響力や規律」を与える必要性を強調した⁴⁴⁾のである。

少数派報告書は、「夜間学校において与えられる教育は、そこに出席する者の性質や環境全体を考慮に入れなければならない」と指摘し、「夜間学校制度の再組織に際して」留意すべき点を次のように整理している⁴⁵⁾が、それは以上のような従来の夜間学校政策の総括や勤労青少年の置かれた状況の分析を踏まえたものである。その留意点は、(1)青少年のエネルギーに捌け口を与えると同時に道徳的效果をも持つ身体的訓練を導入すること、(2)教育の方法や科目を生徒の興味を呼び起すようなものにする、特に生徒の生活や労働に直接関係するようなものにする、

(3)生徒の興味を引き、手先を器用にすると同時に労働の細分化の悪影響を軽減する上でも効果のある手工的技術的科目を導入すること、(4)生徒の品を良くし、また日常生活上の楽しみを与えるために音楽を教えること等である。

このように、夜間学校は、勤労青少年の生活や労働に結びついた科目や、青少年期の特性や彼らの置かれた状況を考慮に入れた科目等、彼らの興味を引くことのできる多様な教育を提供できるように改革されなければならないと考えられたのである。Ⅱ章の冒頭に整理したクロス委員会の勧告（但し年齢上限撤廃の勧告は除く）は、勤労青少年教育を振興する上でのこのような必要に基づいて出されたのであり、同じくⅡ章で検討した夜間学校諸規則の改訂はその具体化であった。夜間学校政策転換の中心的動機は、本章で検討した2つの観点からの勤労青少年教育に対する関心の高まりにあったのである。

結 び

以上、1890年代初頭の夜間学校政策転換の特徴とその中心的動機を検討してきた。Ⅱ章で整理したように、その特徴は、(1)夜間学校を従来の3R'sの義務づけから解放し、各学校経営者に、(地域性も含めた)生徒の多様な必要に応じて、多様な教育を提供する自由を与えた点、(2)同時に生徒にも科目選択上の幅広い自由を与えた点、(3)補助金算定方法を改め、各学校経営者が自由な取り組みをする上での財政的保証を与えた点、(4)従来の生徒の年齢上限を撤廃した点の4点にあった。しかし、Ⅲ章で考察したように、(4)にみられる成人の教育に対する関心は政策転換のむしろ付随的動機であり、その中心的動機は、(1)1870年以降の初等教育制度の整備（＝義務就学年限までの子どもの教育に対する関心）が一応達成された時点で、初等学校の成果を無駄にせず、維持、発展させるという観点から、夜間学校における勤労青少年教育に対する関心が高まったこと、(2)勤労青少年の非行行為に対する社会的関心の高まりを背景に、青少年問題対策という観点から、夜間学校における勤労青少年教育に対する関心が高まったことの2点にあった。つまり、政策転換の中心的ねらいは、この2つの観点からの勤労青少年教育の振興にあったのである。そして、この政策転換において、初等以後教育の公認という重要な政策転換が行われたのも、各夜間学校経営者に教育内容編成上の、また生徒に科目選択上の、それぞれ幅広い自由が与えられたのも、勤労青少年教育振興上それが不可欠であると考えられたからに他ならなかった。したがって、1890年代初頭の夜間学校政策の転換は、夜間学校において、従来の初等教育の枠を越え、初等学校修了後の勤労青少年の必要に見合った多様な教育を提供できるようにすることによって、勤労青少年教育の振興を志向したものであったと結論づけることができる。ここにこの政策転換の基本的性格があったのである。

最後に、図1に示したように、この政策転換は夜間学校の急速な発展をもたらしたが、これが任意出席のもとでの、また科目の任意選択のもとでの発展であったが故に、この発展の内実を分析し、それが多様な科目の中のとりのわけどのような科目に対する要求に基づいていたのかを明らかにすることは、当時の勤労人民の教育要求を解明する上で一つの重要な手掛りとなるであろう。そして、ひいては逆に、本稿では独自の分析を加えることができなかった、この政策転換の社会経済的基盤を明らかにすることにもつながるであろう。記して今後の課題としたい。

註

- 1) 本稿が対象とするのは教育局から補助金を受ける夜間学校である。後述するように、正式には1892年までは evening school, 1893年以降は evening continuation school と呼ばれる。ここではそれらの総称として用いた。
- 2) E. Eaglesham, *From School Board to Local Authority*, 1956, p. 55.
- 3) *Report of the Committee of Council on Education* (以下, *Report* と略す) 1885/86—1898/99, 及び *Report of the Board of Education 1899/1900—1901/02*, より作成。(大阪大学附属図書館所蔵)
- 4) M. Sadler, *Continuation Schools in England & Elsewhere*, 1908, p. 62.
- 5) 田口仁久『イギリス学校教育史』学芸図書株式会社, 1975年, 139頁に Eaglesham, *op. cit.*, からの紹介がある以外には見当たらない。
- 6) Eaglesham, *op. cit.*, はこの政策転換がもたらした結果を, 後の有名なコッカートン裁判 (1899—1901) との関係で論じた詳細な研究である。他に, 夜間学校の簡潔な歴史の中で論じた Sadler, *op. cit.*, があるが, 通史で言及しているのは筆者の知る限り, S. J. Curtis, *History of Education in Great Britain*, 1953, 以外に見当たらない。
- 7) Sadler, *op. cit.*, p. 52.
- 8) *Report 1861/62*, pp. xvi-xliv.
- 9) “Instruction to Her Majesty’s Inspectors of Schools upon the Revised Code”, *Report 1862/63*, p. xxiii.
- 10) *Ibid.*, p. 1.
- 11) *Report 1871/72*, p. 6.
- 12) *Report 1870/71*, pp. xxi-lii.
- 13) *Ibid.*, pp. cv-cxxvi.
- 14) *Report 1875/76*, pp. 169-97.
- 15) *Report 1881/82*, pp. 111-44.
- 16) Quoted in Eaglesham, *op. cit.*, p. 54.
- 17) 当該年度の *Report* より作成。
- 18) *Report 1887/88*, pp. 117-50.
- 19) 少数派報告書は, 「夜間学校についてのわれわれの同僚の貴重な勧告に心から賛同する。」と述べている。*Final Report of the Royal Commission on Elementary Education*, 1888 (以下, *Final Report* と略す), p. 239.
- 20) *Ibid.*, pp. 218—19.
- 21) *Report 1889/90*, pp. 116-68.
- 22) *Report 1891/92*, p. 2.
- 23) 史料欠落のため1893年夜間継続学校令そのものをみる事ができなかったため, 内容的には殆ど同じ1894年夜間継続学校令 (*Report 1893/94*, pp. 465-523.) を利用。若干の改正点は同令付属の前年度との比較対照表で確認した。
- 24) *Report 1891/92*, pp. 137-211.
- 25) 同覚書Ⅲは夜間継続学校の多様な在り方の例として, (a)初等教育の不足を補う学校, (b)一般教育を継続し, それとともに有用で興味深い取り組みを行う学校, (c)技術教育機関や成人教育機関等のより高度な教育への準備を行う学校の3つのタイプを挙げている。
- 26) *Final Report*, p. 321.
- 27) *Ibid.*, p. 162.
- 28) 統計表及びその Rev. J. Rigg による分析は, *Third Report of the Royal Commission on Elementary Education*, 1887, pp. 735-39.
- 29) 例えば Ven. Archd. Sir L. Stamer の証言 (証言番号24, 258), *Second Report of the Royal Commission on Elementary Education*, 1887, p. 314.
- 30) *Final Report*, p. 162.
- 31) *Ibid.*, p. 320.

京都大学教育学部紀要 XXVIII

- 32) 註23) 参照。
- 33) *Final Report*, p. 163.
- 34) B. Simon, *Education and the Labour Movement 1870-1920*, 1965, pp. 60-71.
- 35) Sadler, *op. cit.*, p. 93.
- 36) *Final Report*, p. 163.
- 37) 38) 39) *Ibid.*, p. 162.
- 40) *Ibid.*, p. 163.
- 41) 42) 43) 44) *Ibid.*, p. 322.
- 45) *Ibid.*, pp. 322-23.

(本研究科博士後期課程)